

**第5回
仙台市国家戦略特別区域会議**

仙台市提出資料

一般社団法人・一般財団法人への中小企業融資制度の対象拡充

現 状

- ・ 融資対象は、中小企業信用保険法において信用保証の対象となる「中小企業者(NPO法人を含む)」のみ。
→ 社会起業家の法人形態として有力な選択肢の一つである、一般社団法人等は信用保証の対象外。
- ・ 社会的課題の解決に取り組んでいる一般社団法人等からは、当該融資の活用希望があり、一定の資金ニーズがある。

▶ 「女性活躍・社会起業」の改革拠点として国家戦略特区に指定された本市においては、社会起業家支援の一環として、**一般社団法人等の資金調達の円滑化が必要。**

対 応 策

一般社団法人等への信用保証制度の適用

本市において新たな制度融資を創設し、社会的課題※の解決に取り組む一般社団法人等が、県信用保証協会の保証を得て、資金融通を受けることを可能とする。

【主な要件】

- ・ 本市の区域内に事業所を有する(有する予定のあることを含む。)こと。
- ・ 市内で社会課題解決を図る事業を実施する者(実施する予定である者を含む)で市長の認定を受けた者。等

※ 社会的課題: 保健・福祉・医療、子どもの健全育成、社会教育、まちづくり、環境、文化・スポーツ、科学技術、国際・人権・平和、経済・観光 等

▶ **社会起業家の設立・活動の活性化をより一層促進。**

